

日 時：令和 7 年 12 月 3 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、

小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稻垣審議官、戸梶総務課長、

香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第343回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題 1、「国際協力関係について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

資料 1－1、1 ページ目を御覧ください。この度、カナダのデータ保護・プライバシー機関であるカナダプライバシーコミッショナーと執行協力に関する協力覚書（MOC）を締結いたします。

国境を越えた個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制の構築のため、当委員会は海外のデータ保護・プライバシー機関との協力関係の強化を図っているところです。今回締結するMOCは、日加両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関の協力関係の下における取組を一層強化することを目的としています。

本MOCは、昨年10月にイタリア・ローマで開催されたG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合において採択された「G7 DPA行動計画」のパラグラフ24に掲げられた、「G7 DPA間で新たな二国間の了解覚書（MoU）又は協力覚書（MOC）を締結」するとの記載に基づく具体的実施例として位置付けられます。MOC締結により、国際執行能力の強化が図られるとともに、日加両機関の協力関係の一層の強化につながることが期待されます。

MOCの署名は、来週12月9日から10日にかけてオンラインで開催される第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルフォローアップ会合の機会を捉え、9日火曜日に実施する予定です。署名者は、日本側は手塚委員長、カナダ側はフィリップ・デュフレーヌ委員です。

本MOCの効力発生日は12月9日となるため、本日の委員会資料1－1ないし1－3につきましては、一旦委員会公式ウェブサイトには掲載しないこととし、プライバシーコ

ミッショナーが署名したMOCを当委員会が受領した後に、追って掲載することを検討しております。また、委員会資料の掲載と同時にプレスリリースを公表することを予定しております。

御説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ、宍戸委員。

○宍戸委員 御説明ありがとうございました。

大変貴重な取組であろうかと思いますけれども、1点確認でございます。個人情報保護法第172条の外国執行当局への情報提供に関する規定と本MOCの関係について少し整理して御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局 御説明いたします。

ただいま御指摘いただきました個人情報保護法の第172条に基づきまして、当委員会は外国執行当局、すなわち日本における個人情報保護法に相当する法令の執行に当たる外国の当局に対して、その職務に資すると認められる情報を提供することができる旨が定められてございます。そのため、その意味ではこのような協力覚書がなくとも、情報の提供 자체はできるわけでございますが、協力先のデータ保護・プライバシー機関の扱って立つ法令の定めに応じましてすべきこと、なすべきことは様々でございます。そうしたところを、本件のような協力覚書があることにより、あらかじめどのような措置をとるべきかということが明確化され、より円滑かつ迅速な執行に資する、そのような位置付けになるものと理解しております。

○宍戸委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○手塚委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントを申し上げさせていただきます。

今回のカナダのプライバシーコミッショナーとのMOC締結は、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルを通じて、委員長級及び事務方レベルにおける議論及び交流によって築かれた信頼関係を象徴するものとして、大変意義深いものと思っております。

事業者の国境を越えた活動の増加や、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大していることを受け、自国のみでは対応できない事案が一層増加することが予想されます。こうした場合でも、今回のMOC締結により、OPCとの間で機動的かつ効率的な協力をすることができます。

また、今回のMOCは、英国情報コミッショナーオフィス、ICOとのMOCに続き、当委員会にとって2件目のものとなります。これらを良き先例として、執行能力の更なる強化のため、関係国とのMOC締結の検討を推進してまいりたいと思っております。

なお、事務局から説明があったとおり、委員会資料の掲載時期についてはプライバシー

コミッショナーより署名済みのMOCを当委員会が受領した後に、追って掲載することとしたいと考えております。

以上でございます。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、先ほどの説明のとおり、カナダOPCより署名済みの原本を受領した後に公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。